

北小金駅北口周辺地区合意形成支援等業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No	項目	質問	回答
1	様式第1号、第3号	令和8・9年度競争入札参加資格審査より、使用印の届出が無くなりましたが、各様式の押印は任意印でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	様式第2号	本業務の担当部署に記載する部署は管理技術者等の所属する部署、または令和8・9年度競争入札参加資格審査届出の契約担当部署のどちらを記載すればよろしいでしょうか。	原則、令和8・9年度競争入札参加資格審査届出の契約担当部署とします。
3	様式第4号	実績を証する契約書の写し及び仕様書、設計書はテクリスで内容が把握できる場合、テクリス登録内容確認書のみを添付としてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	様式第5号	7 参加 資格要件(1)⑤・⑥について実績を記載しますが、各実績の契約書の写し及び仕様書等は添付不要と考えてよろしいでしょうか。	テクリス登録内容確認書の添付があれば不要です。ただし、テクリス登録のない業務実績を採用する場合、実績を証する契約書の写し及び仕様書、設計書で概要がわかる記載部分の写しの添付が必要です。
5	仕様書 検討区域位置図	「将来拡大を検討している区域」が示されていますが、区域拡大の目的と本業務との関係性をご教示いただけますでしょうか。	地域一体でより高度な土地利用を実現するための様々な可能性を考慮し、「将来拡大を検討している区域」として示しております。本業務については、過年度までの検討結果を踏まえ、具体的に再開発等の事業化を目指す範囲として赤枠範囲を対象としております。
6	仕様書 第1条委託概要 (1)目的	目的に記載されております「別途実施している関連業務」の業務内容についてご教示いただけますでしょうか。	今後実施を予定している、公共施設配置の検討に関する業務等となります。
7	仕様書 第1条委託概要 (1)目的	「発起人会」と「北小金駅北口のまちづくりを考える会」の関係性および各々の対象者数をご教示いただけますでしょうか。また、地元組織における現状の主な検討状況をご教示いただけますでしょうか。	「発起人会」は「北小金駅北口のまちづくりを考える会」の前身となる組織で、現在は一元化されております。「北小金駅北口のまちづくりを考える会」は、地権者17名により組織されたところです。

次頁へ続く

北小金駅北口周辺地区合意形成支援等業務委託 公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No	項目	質問	回答
8	仕様書 第2条まちづくり活動支援業務 (2)権利者の合意形成支援	「権利者の個別面談を行う」とありますが、権利者数をご教示いただけますでしょうか。	20名程度を想定しております。ただし業務の状況により変更となる場合があります。
9	様式第4号 様式第5号	テクリスへの登録がされていない業務実績を記載する場合、「テクリス番号」の箇所について、「登録なし」と明記すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。また、テクリス登録のない業務実績を採用する場合、実績を証する契約書の写し及び仕様書、設計書で概要がわかる記載部分の写しの添付が必要です。
10	仕様書p.8 第5条 打合せ協議	「関係機関3機関」として想定されている具体的な協議先をご教示ください。	庁内機関1機関、上位機関1機関、交通事業者1機関を想定しております。ただし、業務の状況により変更となる場合があります。
11	実施要領p.5 (1)提出書類 ④配置予定技術者調書	「直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を示す書類の写し」について、指定の書類はありますか。	指定の書類はございません。
12	実施要領P5 事業実績書 (様式第4号)	「設計書で概要が分かる記載部分の写し」とは、具体的にどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	設計書の記載方法にもよりますが、基本的には業務の内訳等が記載された書類となります。
13	実施要領P6 資料の閲覧	閲覧資料について、複写又は貸出しは可能でしょうか。	複写及び貸出しは不可です。
14	仕様書 検討区域位置図	令和8年3月に設立し、現在活動している「北小金駅北口のまちづくりを考える会」の活動範囲は、検討区域位置図に示す赤枠の範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	実施要領P7 組織についての評価 履行実績	評価基準に「合意形成支援及び土地利用計画等の基本計画の作成に係る業務をそれぞれ元請けとして履行した実績」とありますが、実績要件については、合意形成支援及び土地利用計画等の基本計画の作成を含む業務実績を2件有している必要があるとの認識でよろしいでしょうか。 あるいは、「合意形成支援業務」1件、「土地利用計画等の基本計画の作成に係る業務」1件の計2件の実績を有していればよろしいでしょうか。	「合意形成支援」及び「土地利用計画等の基本計画の作成」の両方に係る業務であれば1件の業務実績で構いません。 上記でない場合、「合意形成支援」に係る業務1件、「土地利用計画等の基本計画の作成」に係る業務1件の計2件の業務実績が必要です。

以上